

291-1071-10

令和4年2月16日

関係団体各位

県土整備部営繕課長

(公 印 省 略)

出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）について（依頼）

拝啓 時下 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る県の各種施策につきましては、御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

標記について、令和4年2月10日付け事務連絡により、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長から、別添（写）のとおり通知がありましたのでお知らせします。

なお、本県においては、感染力の極めて強いオミクロン株の影響により、感染が高止まりする中で、国の「まん延防止等重点措置」の本県への適用が延長されたことを受け、全市町村への「重点措置区域」指定を3月6日（日）まで延長し、県民及び事業者の皆様には別紙のとおり要請を行っております。

新型コロナの感染拡大を抑え込むため、引き続き、マスクの着用やこまめな手洗い、3密の回避など、基本的な感染防止対策の徹底をお願いいたします。

担 当	建築計画担当	山中
	設備計画担当	村社
電 話	0985-26-7548	

令和4年2月4日の新型コロナウイルス感染症対策分科会提言を踏まえ、基本的対処方針が変更されたことから、関係する経済団体及び企業等に対し働きかけをお願いするものです。

事務連絡

令和4年2月10日

各都道府県新型コロナウイルス感染症対策御担当 各位

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長

出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）について

各都道府県におかれては、出勤者数の削減に向けた取組の推進に御協力いただき、感謝申し上げます。

本日、新型コロナウイルス感染症対策本部決定により、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年11月19日）（以下「基本的対処方針」という。）が変更され、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県及び宮崎県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を3月6日まで延長するとともに、2月12日から3月6日までを期間として、まん延防止等重点措置を実施すべき区域に高知県が追加されました。

また、今回の基本的対処方針の変更では、オミクロン株による感染拡大が続く中、オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策を講じるため、令和4年2月4日の新型コロナウイルス感染症対策分科会提言を踏まえた措置が記載されたところです。

その中で、出勤者数の削減に関しては、事業者は、緊急事態宣言の発出を待つことなく、事業継続の観点からも、在宅勤務（テレワーク）の活用等による出勤者数の削減目標を前倒しで設定することとされました。

このことを踏まえた、基本的対処方針における出勤者数の削減に係る関係記載は、下記のとおりです。

つきましては、各都道府県におかれましては、関係する経済団体及び企業等に対し、以下について働きかけをお願いします。

- ① まん延防止等重点措置区域である場合、下記2に関する働きかけ
- ② 緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域以外の都道府県である場合、下記3に関する働きかけ
- ③ その上で、各地域の感染状況を踏まえ、下記1に関する働きかけ

記

1 オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策

現在感染が拡大しているオミクロン株については、令和4年2月4日のコロナ分科会提言を踏まえ、政府、地方公共団体及び事業者等は、現行の対策に加え、オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策を強化するものとする。

(略)

5) 事業者

- ・ 緊急事態宣言の発出を待つことなく、業務継続の観点からも、在宅勤務（テレワーク）の活用等による出勤者数の削減目標を前倒しで設定する。

2 まん延防止等重点措置区域である都道府県における取組

まん延防止等重点措置区域である都道府県においては、事業者に対して、(略)以下の取組を行うよう働きかけを行うものとする。

- ・ 人の流れを抑制する観点から、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の削減の取組を推進するとともに、接触機会の低減に向け、職場に出勤する場合でも時差出勤、自転車通勤等を強力に推進すること。

3 緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域以外の都道府県

緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域以外の都道府県においては、事業者に対して、(略)以下の取組を行うよう働きかけを行うものとする。

- ・ 在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を推進すること。

【問合せ先】

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室（総括班）

担当者：阪本、岩熊

TEL：03-6257-1309

MAIL：g.sinngatainnfuru.taisaku001@cas.go.jp

まん延防止等重点措置

■本県への「まん延防止等重点措置」適用の延長を受け、「重点措置区域」の指定期間を延長

重点措置区域	指定期間
宮崎市、都城市、延岡市、三股町	1月21日(金)～ 2月13日(日) 3月6日(日)
上記以外の市町村	1月25日(火)～ 2月13日(日) 3月6日(日)

※指定期間の終期については、感染状況等を踏まえて判断

県独自の「感染拡大緊急警報」の発令期間も
3月6日(日)まで延長



「重点措置区域」の行動要請について

対象地域	全市町村
要請期間	3月6日（日）まで
外出・移動	○混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛 ○市町村外への不要不急の外出・移動の自粛※① ○20時以降、飲食店へのみだりな出入りの自粛※② ○感染対策が徹底されていない飲食店等の利用自粛
会食※③	○一卓4人以下、2時間以内 ○高齢者、基礎疾患がある方、高齢者施設・障がい者施設・医療機関従事者の方は、会食は家族などいつも一緒にいる身近な人と
高齢者施設等の面会	○高齢者施設・障がい者施設の対面での面会制限（ガラス越しやオンラインでの面会を）
飲食店等への要請※③	○20時までの営業時間短縮※② ○酒類提供の終日停止※②
イベント開催における制限※③	○人数上限20,000人 ○会食につながる場面の制限
大規模集客施設等への要請	○入場者の整理 ○入場者に対するマスクの着用の周知 ○感染防止措置を実施しない者の入場の禁止 ○会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板設置等）

※②

※①：通院、通学、通勤、日常の買物など生活に必要な外出やワクチン接種、選挙の投票のための外出は自粛の対象外

※②：特措法第31条の6第1項に基づく要請（その他は同法第24条第9項に基づく協力の要請）

※③：「ワクチン・検査パッケージ」、対象者全員検査による制限の緩和は実施しない

飲食店等における営業時間短縮等の要請（特措法第31条の6第1項）

○対象地域：県内全域

○対象店舗：食品衛生法に基づく営業許可を受けている飲食店等
（持ち帰り（テイクアウト）や宅配（デリバリー）の専門店を除く）
※認証店も非認証店も同じ取扱いとする。

○営業時間短縮等：2月14日（月）～3月6日（日）
を要請する期間（2月14日（月）午後8時から3月7日（月）午前5時まで）

※ 協力金については、2月14日（月）午後8時から3月7日（月）午前5時までに
営業時間短縮に協力した場合に支給

○要請内容：午後8時から翌日午前5時までの間の営業を行わないこと
酒類の提供は終日停止

○協力金額：国の交付金（協力要請推進枠）のスキームに基づき
売上規模別に店舗単位で支給 ※次の内容で調整中

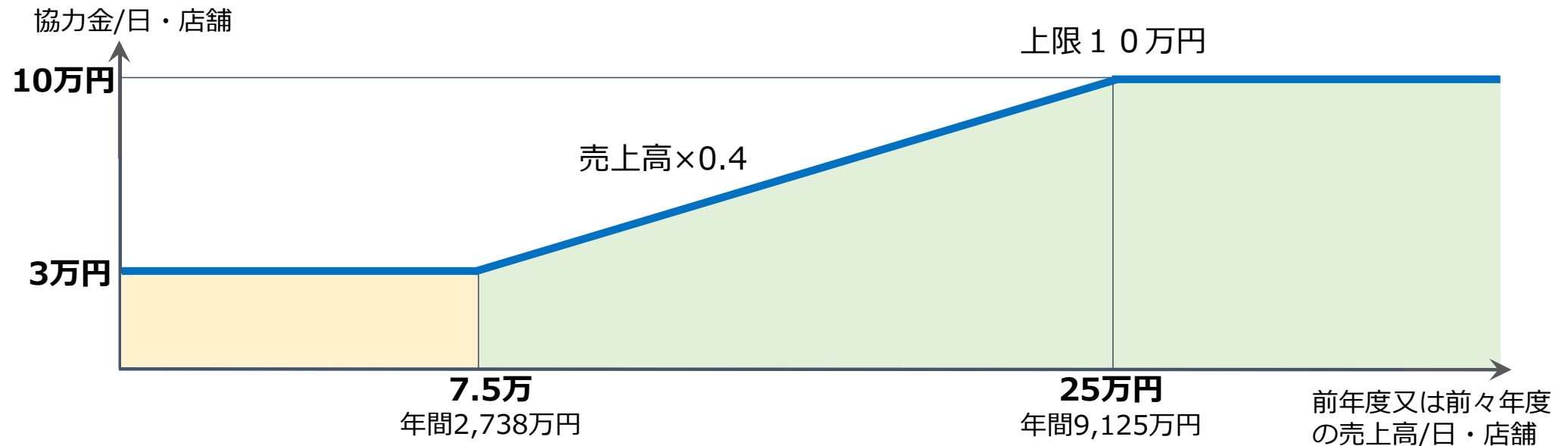
なお、感染状況により要請期間が短縮された場合、協力金は短縮された日数に応じて減額となります。

※ 「ワクチン・検査パッケージ」、対象者全員検査による制限緩和は実施しない

売上規模別協力金について

1 中小企業（小規模事業者、個人を含む。）

1日当たりの協力金額：1日当たりの売上高×0.4（3万円～10万円）



2 大企業（中小企業も選択可）

【計算式】

1日当たりの協力金額：前年度又は前々年度からの1日当たり売上高減少額×0.4

【上限額（1日当たり）】

20万円

大規模集客施設への要請（特措法第31条の6第1項）

■要請対象：特措法施行令第11条第1項に規定する大規模集客施設（※）

■要請期間：3月6日（日）まで

○入場をする者の整理等

入場者の密集を防ぐ整理・誘導、施設の入場者の人数管理・人数制限等

○入場をする者に対するマスクの着用の周知

○感染防止措置を実施しない者の入場の禁止

○会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 （アクリル板設置等）

※新型インフルエンザ等特別措置法施行令第11条第1項各号に掲げる次の施設

- ・劇場、観覧場、映画館又は演芸場 ・集会場又は公会堂 ・展示場
- ・百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。）・ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）
- ・体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場 等

イベントの開催制限（特措法第24条第9項に基づく協力の要請）

■要請対象：県内全域

■要請期間：3月6日（日）まで

○収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度

- ・収容率：大声あり50%以内、大声なし100%以内
- ・人数上限：5,000人

※5,000人超のイベントで、感染防止安全計画を策定した場合は、20,000人まで追加可（大声なしが前提）

○会食につながる場面の制限

※「ワクチン・検査パッケージ」、対象者全員検査による人数制限の緩和（収容定員まで）は実施しない

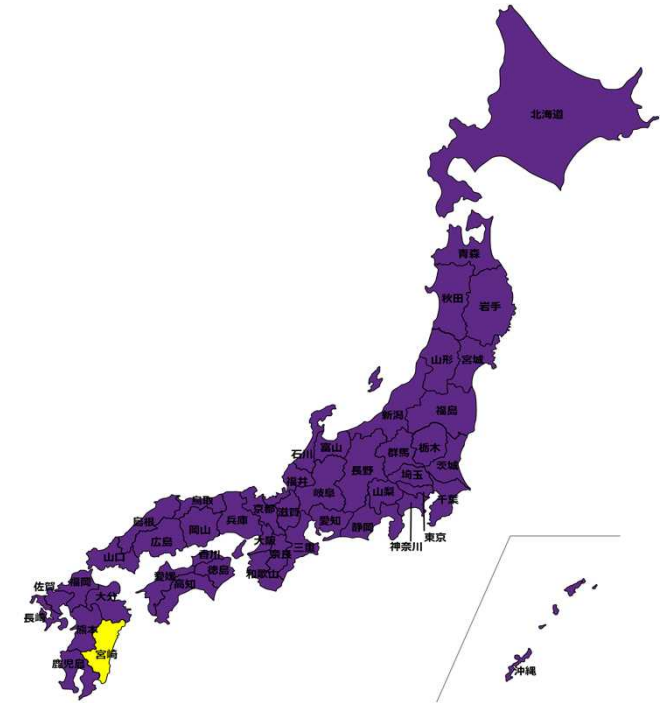
■要請対象：県内全域

■要請期間：3月6日(日)まで

- 業種別ガイドラインの遵守
- テレワークの活用や時差出勤の促進
 - ・ 接触機会の低減に向け、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務や時差出勤等を促進
- 感染拡大地域への出張時の感染対策の徹底
 - ・ マスクの着用や感染リスクの高い行動の自粛
- 休憩室、喫煙所等における感染対策の徹底
 - ・ 飲食や会話の自粛、適切な換気、三密回避の徹底
- 食堂や寮等の職員の交流が想定される場面での感染対策の徹底
 - ・ 対人距離の確保、適切な換気、共用部分の消毒の徹底
- 従業員の体調管理（日々の検温、必要に応じた検査等）の徹底
- 大人数・大声が想定される懇親会等の自粛・延期

オミクロン株の影響により

**全国的に感染が
爆発的に拡大！**



当面の間、

不要不急（仕事などを除き、可能な限り）の

県外との往来自粛を！

※「ワクチン・検査パッケージ」、対象者全員検査による制限緩和は実施しない

当面の間、

不要不急（仕事などを除き、可能な限り）の

来県自粛

をお願いします

※「ワクチン・検査パッケージ」、対象者全員検査による制限緩和は実施しない

基本的な感染防止対策の徹底について

- 3つの密（密集、密接、密閉）を避けましょう
- マスク（不織布マスク）を適切に着用しましょう
- マスクを外すときは会話は控えましょう
- こまめな換気や手洗い、手指消毒を行いましょう
- 少しでも体調に異変がある場合は、出勤や外出を控えて、すぐに身近な医療機関を受診してください
- 感染に不安のある無症状の方は、無料検査を積極的に活用してください

受診や相談する医療機関に迷う場合は

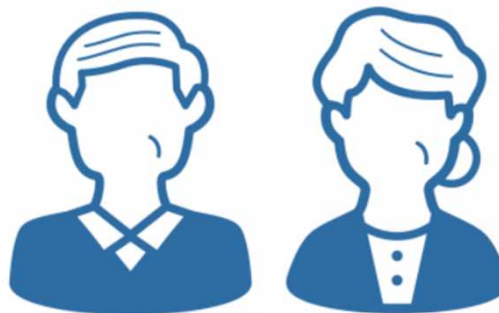
宮崎県新型コロナウイルス感染症受診・相談センター
TEL：0985-78-5670（24時間対応）

県民の皆様 今、実行してほしいこと



**同居する家族など、
普段一緒にいる方と
過ごしましょう**

家族、親戚、友人であっても、今、普段一緒にいない方と会うのは感染リスクが高いことに注意が必要です



**高齢者や基礎疾患を
持つ方との接触の機
会を減らしましょう**

高齢者や基礎疾患を持つ方が感染した場合の重症化リスクが高いことに注意が必要です



**可能な限りワクチン
を接種しましょう**

オミクロン株であっても、ワクチンの追加接種による発症予防効果や入院予防効果が確認されています